

○湖南衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

昭和42年12月14日

条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 [この条例](#)は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 [この条例](#)で「職員」とは、議会の議員(関係市の議会において、その議会議員の中から選出された議員を除く。)、その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)をいう。

(平18条例1-2・一部改正)

第3条 [次の各号](#)に掲げる者の区分に応じ、[当該各号](#)に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、[この条例](#)で定める補償の実施の責めに任ずる。

(1) 議会の議員 議長

(2) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務に基づくと認定される災害が発生した場合には、その災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(補償基礎額)

第4条 [この条例](#)で「補償基礎額」とは、[次の各号](#)に定める者の区分に応じ[当該各号](#)に掲げる額とする。

(1) 議会の議員 議会の議長が管理者と協議して定める日額

(2) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の日額(その報酬の額が著しく低額又は高額である場合は、実施機関が管理者と協議して別に定める額)

(3) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 [前号](#)に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が管理者と協議して定める日額

第2章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第5条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 療養補償

(2) 休業補償

(3) 障害補償

イ 障害補償年金

ロ 障害補償一時金

(4) 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

(5) 葬祭補償

(療養補償)

第6条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない又は必要な療養の費用を支給する。

2 [前項](#)の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるもの

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置手術その他の治療

(4) 病院又は診療所への収容

- (5) 看護
 - (6) 移送
- (休業補償)

第7条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第8条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき、[別表](#)に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、[同表](#)に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に[同表](#)に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、[同表](#)に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、[同表](#)に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に[同表](#)に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 [別表](#)に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる身体障害の等級は、[次の各号](#)のうち職員に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には[前項](#)の規定による等級の1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、[前項](#)の規定による等級の2級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、[前項](#)の規定による等級の3級上位の等級
- 4 [前項](#)の規定による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえないものとする。ただし、[同項](#)の規定による等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。
- 5 身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合にはその者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から[次の各号](#)に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ[当該各号](#)に定める金額を差引いた金額をもって障害補償の金額とする。
 - (1) その他の加重前の身体障害の等級が第7級以上である場合、その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償年金の額
 - (2) その者の加重前の身体障害の等級が第8級以下であり、かつ、加重後の身体障害の等級が第7級以上である場合、その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た額
 - (3) その者の加重後の身体障害の等級が第8級以下である場合、その者の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額
- 6 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに[別表](#)中の他の等級に該当するにいたつた場合においては、新たに該当するにいたつた等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後は従前の障害補償年金は、支給しない。

(休業補償及び障害補償の制限)

第9条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷、疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

- 2 実施機関は、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償は行なわないことができる。

(遺族補償)

第10条 職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償としてその遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外のものにあつては、職員の死亡の当時[次の各号](#)に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)父母又は祖父母については55才以上であること。

(2) 子又は孫については、18才未満であること。

(3) 兄弟姉妹については、18才未満若しくは55才以上であること。

(4) [前3号](#)の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については廃疾の状態(身体に[別表](#)の等級の第5級以上に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病がなおらないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態をいう。)にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、1年につき[次の各号](#)に掲げる額の合計額とする。

(1) 補償基礎額に365を乗じて得た額(以下「補償基礎額の年額」という。)の100分の25に相当する額

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族1人につき補償基礎額の年額の100分の5に相当する額。ただし、その額が補償基礎額の年額の100分の25に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の100分の25に相当する額

第12条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が[次の各号](#)の1に該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき

(2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。

(4) 離縁によつて、死亡した職員と親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18才に達したとき(職員の死亡の時から引き続き[第12条第1項第4号](#)で定める廃疾の状態にあるときを除く。)

(6) [第11条第1項第4号](#)で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時55才以上であつたとき、子又は孫については18才未満であるとき、兄弟姉妹については、18才未満であるか又は職員の死亡の当時55才以上であつたときを除く。)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が[前項各号](#)の1に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)

第13条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

(1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が[前号](#)の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において[次の各号](#)の一に該当する者とする。

- (1) 配偶者
 - (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) [前2号](#)に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
 - (4) [第2号](#)に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族補償一時金の額は、[第1項第1号](#)の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、[同項第2号](#)の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(葬祭補償)

第14条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なうものに対して、葬祭補償として、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第15条 [この章](#)に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法第3章の規定の例による。

(福祉施設)

第16条 実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関し地方公務員災害補償法第47条に規定する施設をすることができる。

第3章 審査

(審査)

第17条 実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

2 [前項](#)の申し立てがあつたときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第18条 組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

4 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第19条 実施機関又は審査会は補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検察を受けさせることができる。

2 [前項](#)の規定により出頭した者は、実施機関が[湖南衛生組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例\(昭和41年湖南衛生組合条例第2号\)](#)の規定に準じ定める旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第20条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、[前条第1項](#)の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は補償の支払を一時差止めることができる。

(期間の計算)

第21条 [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第22条 [この条例](#)の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 [第19条第1項](#)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、1万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

第1条 [この条例](#)は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

第2条 [この条例](#)の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合([この条例](#)の適用日前の公務上の負傷又は疾病により[この条例](#)の適用後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第3条 適用日から5年以内に職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の400倍に相当する額を一時金として支給する。

2 [前項](#)の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、[次の各号](#)に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額
- (2) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を100分の5にその経過した年数(当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

3 [第1項](#)の一時金は、[この条例](#)の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、[第13条第4項](#)の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に[次の各号](#)に掲げる者の区分に応じ、[当該各号](#)に定める率を乗じて得た金額とする。

- (1) [第13条第2項第3号](#)に該当する者([次号](#)に掲げる者を除く。)100分の100
 - (2) [第13条第2項第3号](#)に該当する者のうち、職員の死亡の当時18才未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は[第11条第1項第4号](#)に定める廃疾の状態にある3親等内の親族100分の175
 - (3) [第13条第2項第1号](#)、[第2号](#)又は[第4号](#)に掲げる者100分の250
- (他の法令による給付との調整)

第5条 障害補償年金又は遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となつた身体障害又は死亡について[次の各号](#)に定める年金が支給される場合には、当分の間、[この条例](#)の規定にかかわらず、[この条例](#)の規定による年額から当該年金の年額にそれぞれ[次の各号](#)に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害年金又は遺族年金2分の1
 - (2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害年金(障害福祉年金を除く)、母子年金(母子福祉年金を除く)、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金(障害福祉年金、母子福祉年金、及び準母子福祉年金を除く。)3分の1
- 2 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法によつて[この条例](#)の規定による補償に相当する保険給付を受ける場合には、当分の間、[この条例](#)の規定による補償を行なわない。

付 則(平成18年2月17日条例第1—2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の公務上の負傷又は疾病により施行日以後に障害となり、又は死亡した場合におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

別表

種別	等級	倍数
障害補償年金	第1級	240
	第2級	213
	第3級	188
	第4級	164
	第5級	142
	第6級	120
	第7級	100
障害補償一時金	第8級	450
	第9級	350
	第10級	270
	第11級	200
	第12級	140
	第13級	90
	第14級	50

備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては地方公務員災害補償法の別表の例による。